

ホームページ保守業務委託契約書

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）は、
業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

第1条 委託業務

甲は、毎月のホームページ保守業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。ただし、下記以外に記載されていない内容については、別途見積もりとする。

- （1）乙によって制作した甲のホームページのシステム・プラグインの更新作業。
- （2）ホームページデータの保全（バックアップ・リストア）のための作業。
- （3）更新方法の電話・メールによるサポート。
- （4）セキュリティ状況の最新化。
- （5）ホームページのテキスト修正または画像修正（1点まで）
- （6）SSLの更新、PHP管理バージョンアップ。

第2条 委託料

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として月額金*****円を支払う。
2. 料金の支払条件は、月末締め翌月末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第3条 契約期間・契約更新

1. 契約期間は、令和**年*月*日から令和**年*月*日までとする。
2. 契約期間満了日までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1ヶ月間自動更新し、解約は甲及び乙話し合いの下、いつでもできるものとする。

第4条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページ保守作業に必要なプログラム、および画像データ等の一切の制作物に関する所有権は、それぞれ制作した制作者側に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。3. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開又はコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
4. 甲が制作物を上記2の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。
5. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。

第5条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害したまは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
3. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 6 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 7 条 免責

乙は、次の各号につき一切の責任を負わないものとする。問題がある内容については、甲および乙話し合いの下解決する。

1. 甲が自ら編集を行ったことによる不具合、故意・過失によるデータ等の破損。
2. 甲が乙に提供した画像データ及びコンテンツ公開による第三者から訴えの提起。
3. サーバーが一時的にメンテナンス状態、サーバー利用規約に違反する内容掲載による削除。
4. サーバー、ドメイン契約更新漏れによるホームページの削除。

第 8 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 9 条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。

ホームページの保証期間は当初の納品後1年（納品時の状態のみ）とする。定期的なアップデートやバックアップ以外のメンテナンスは別途お見積りとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲) 委託者

住所

商号

代表

印

乙) 受託者

住所

商号

代表

印